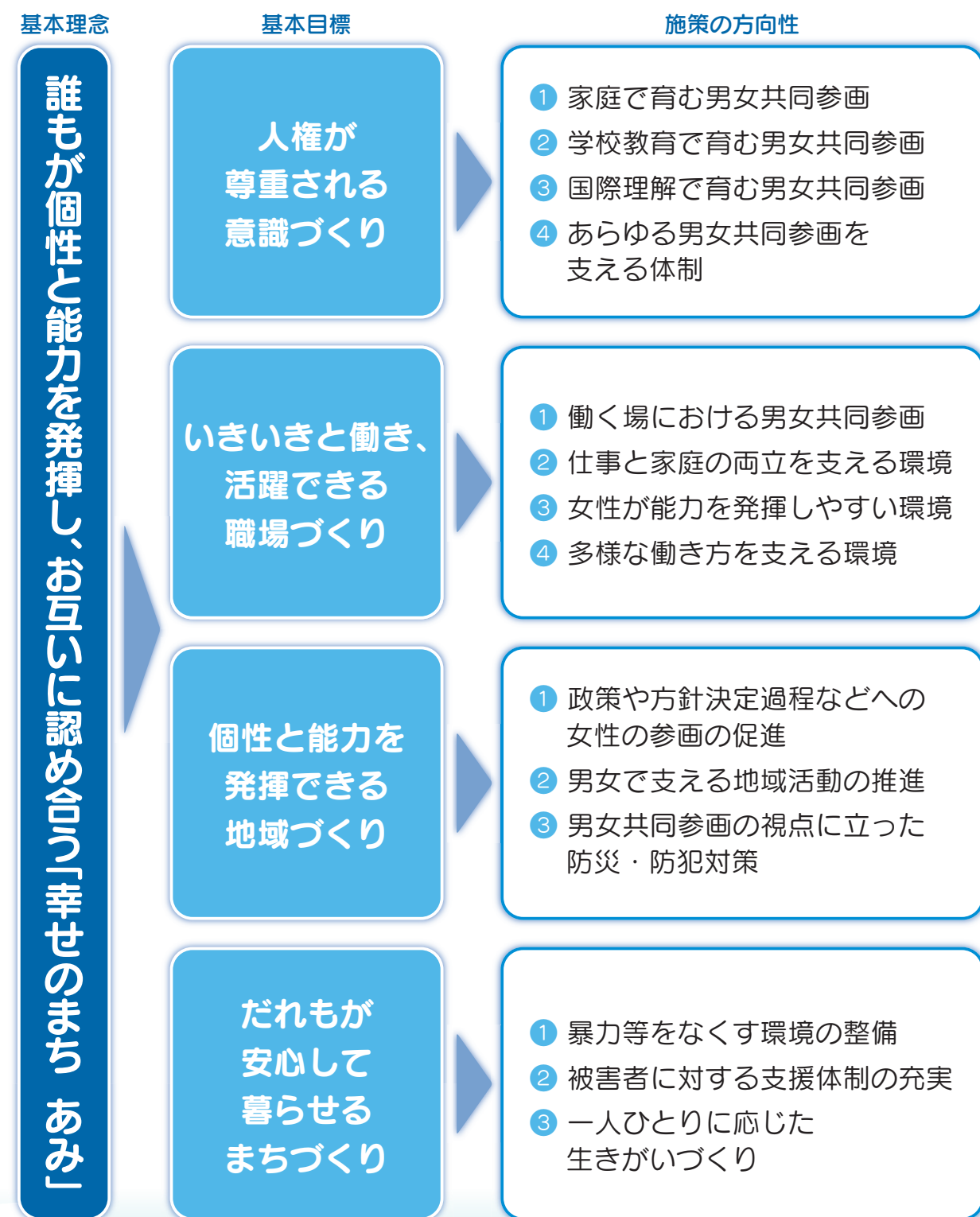


基本理念及び施策の体系

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、町民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が生かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

また、町民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。



町民・事業者、行政等の役割

① 町民の参画

●町民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、町民は、本町が行う男女共同参画推進の施策に積極的にに関わり、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

② 町民団体、事業者等との連携

●町民団体・事業者は、その事業活動において積極的に男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、町民団体・事業者は、本町が行う男女共同参画推進の施策に協力し、「男女共同参画社会の実現」を推進します。

③ 行政の役割

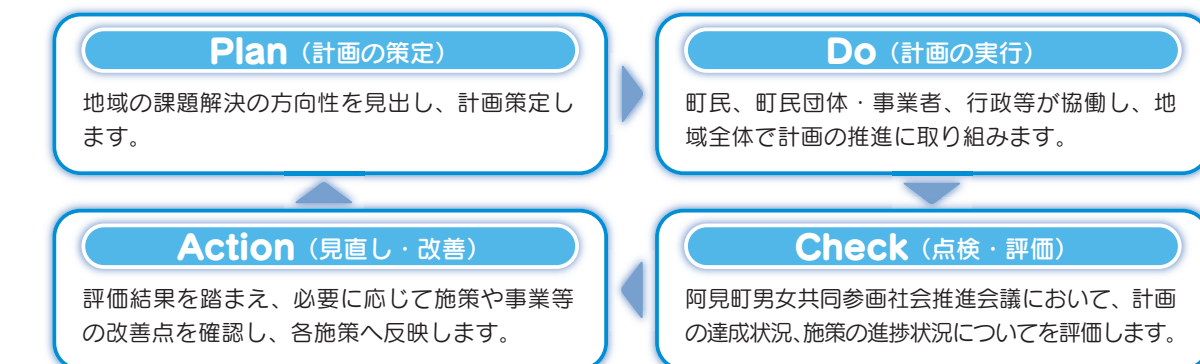
●町民活動推進課を事務局として、男女共同参画の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施します。

計画を実行するための留意点

- 成果目標を設定し、具体的で実効性のある施策を明示します。
- 町民による進行管理を実現し、系統的で見直し可能な体制をとります。

阿見町第3次男女共同参画プランの推進

●本計画の着実な推進を図るため、「阿見町男女共同参画社会推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。



阿見町第3次男女共同参画プラン 概要版

(平成29年3月)

発行：阿見町 編集：町民生活部町民活動推進課

TEL：029-888-1111 (代表) URL：http://www.town.ami.lg.jp/

阿見町 第3次男女共同参画プラン

概要版



平成29年3月
阿見町

計画の性格

- 男女共同参画社会(町民のしあわせ)の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となり、男女の人権を支え合う「暮らし」を創る計画です。
- 前回計画の達成度を踏まえるとともに、「阿見町男女共同に関するアンケート調査」やパブリックコメントを実施し、「阿見町男女共同参画社会推進会議」等の意見・助言などを基に策定しました。
- 国の「第4次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)いきいきいばらきハーモニープラン」及び「阿見町第6次総合計画」との整合性を図ります。
- 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」(DV対策基本計画)として一体的に策定するとともに、本町の「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 本計画は、「女性活躍推進法」が制定され、本町においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

計画の期間

- 本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
阿見町第2次男女共同参画プラン					阿見町第3次男女共同参画プラン				

目指すべき社会

本町では、次の5つの男女共同参画社会を目指します。

- ① 人権が尊重され、ともに参画できる社会
- ② 固定概念に捉われない男女平等の社会
- ③ 個性と能力が十分発揮でき、ともに活躍できる社会
- ④ 生涯を通じて一人ひとりの命が大切にされ、幸せに暮らせる社会
- ⑤ 町民・事業者と行政が協働し、男女の幸せを実現できる社会

施策の展開

※具体的な取組は抜粋して掲載しています。
また、★は新しい取組になります。

基本目標 1 人権が尊重される意識づくり

すべての町民が男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる環境づくりを推進します。

施策の方向性と具体的な取組

- 家庭で育む男女共同参画
 - 家庭における男女の性別役割分担意識の是正
 - 男女共同参画に関する家庭教育事業の充実
 - 指導者の育成
- 学校教育で育む男女共同参画
 - 子どもの人権についての啓発
 - 教職員の研修機会の充実
 - 個性を生かす進路指導
- 国際理解で育む男女共同参画
 - 多文化理解の推進
 - 国際交流の促進
 - コミュニティの推進
- あらゆる男女共同参画を支える体制
 - 男女平等に関する法律や制度の普及
 - ★男女共同参画への関心を高める事業等の開催
 - ★男女共同参画センターの充実



項目	現状値 (平成27年)	目標値 (平成33年)	出典・担当課
しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	11.6%	対H27比増	アンケート調査
男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	572人	1,000人	町民活動推進課
阿見町男女共同参画センターの認知度	24.0%	50.0%	アンケート調査

基本目標 2 いきいきと働き、活躍できる職場づくり

男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。

特に、男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

施策の方向性と具体的な取組

- 働く場における男女共同参画
 - 男女平等の職場づくりと働きやすい職場環境の整備
 - 働く男女のメンタルヘルスの充実
 - ★あらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の推進
- 仕事と家庭の両立を支える環境
 - 男性育児休業取得のための環境づくり
 - 企業で働く男性管理職等への意識啓発
 - 育児休業制度の普及・啓発のための環境づくり
- 女性が能力を発揮しやすい環境
 - 就労環境改善
 - ★女性のための就業支援と就業情報の提供
 - ★女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進
- 多様な働き方を支える環境
 - ★保護者の就労形態に対応した子育て支援事業の充実
 - ★地域で支える子育て環境づくり
 - ★介護者の負担軽減



項目	現状値 (平成27年)	目標値 (平成33年)	出典・担当課
職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	19.3%	対H27比増	アンケート調査
町職員が育児休業制度取得した割合(男性職員の育休取得者数)	0人	1人以上	特定事業主行動計画
就業相談・支援体制の充実(育児・介護・就職等の相談者数)	新規	年間30件	町民活動推進課

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とは……

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定されました。本町においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づき「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。本計画の基本目標2 いきいきと働き、活躍できる職場づくり内の③女性が能力を発揮しやすい環境は女性活躍推進法に関する施策になります。

基本目標 3 個性と能力を発揮できる地域づくり

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映される場づくりを推進します。

また、町民・事業者と行政が協働して、より豊かで活力ある地域社会の形成を目指し、男女がともに参画できる地域・社会活動等の充実を図ります。

さらに、男性が中心となりがちな防災の分野では、女性の参画を促進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進します。

施策の方向性と具体的な取組

- 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
 - 各種審議会等女性委員比率の向上
 - 町役場管理職への女性の登用
- 男女で支える地域活動の推進
 - アグリウェルカムプランの推進
 - 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進
 - 各種団体等の女性役員の登用促進
- 男女共同参画の視点に立った防犯、防災体制
 - 防災活動に関する男女共同参画の推進
 - 犯罪を防止する環境整備



項目	現状値 (平成27年)	目標値 (平成33年)	出典・担当課
町の審議会等における女性委員の割合	29.6%	30.0%以上	町民活動推進課
町職員の課長補佐相当職の女性の割合	3人	9人	特定事業主行動計画
地域活動において男女が「平等である」と回答した人の割合	9.8%	対H27比増	アンケート調査
アグリウェルカムプランの推進 家族経営協定締結家庭数	27世帯	対H27比増	農業振興課
女性の区長・副区長の人数	1人	対H27比増	町民活動推進課
防災活動への男女共同参画の推進 (女性防災士の人数)	7人	10人	交通防災課

アグリウェルカムプラン：平成10年12月に農林水産省が策定した農山漁村の地位向上のための男女共同参画計画農業経営方針への参画の機会の保障や労働条件、報酬、給与等を決めた「家族協定」の締結、農林水産省関係の審議会委員への女性の登用等を内容としています。

基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画の根底をなすのは、男女が等しく個人としての尊重されることであり、「男女の人権の尊重」なくして、男女共同参画社会の確立はありません。

パートナー間の暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。

また、多様な性のあり方を認め合う意識環境の整備や、お互いの性を理解し、生涯にわたる健康づくりなど、一人ひとりに応じた生きがいづくりに取り組みます。

施策の方向性と具体的な取組

- 暴力等をなくす環境の整備
 - ★DVに関する意識啓発
 - 障害者・高齢者の虐待防止、早期発見、相談・支援の充実
 - 相談員の育成と相談体制の充実
- 被害者に対する支援体制の充実
 - ★DVや女性の抱える相談の実施及び関係機関との連携体制の充実
 - 子どもの虐待の早期発見・指導、相談・支援の充実
- 一人ひとりに応じた生きがいづくり
 - ★高齢者等の社会参加の推進と生きがいづくり
 - 団体やグループのネットワークづくりの促進
 - ★健康に関する相談や各種健康診断事業の充実

項目	現状値 (平成27年)	目標値 (平成33年)	出典・担当課
DV等被害者に対する支援体制の充実 (専門相談員の数)	0人	1人	町民活動推進課

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)とは……

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。本計画の基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり内の①暴力等をなくす環境の整備、②被害者に対する支援体制の成実はDV防止法に関する施策となります。

